

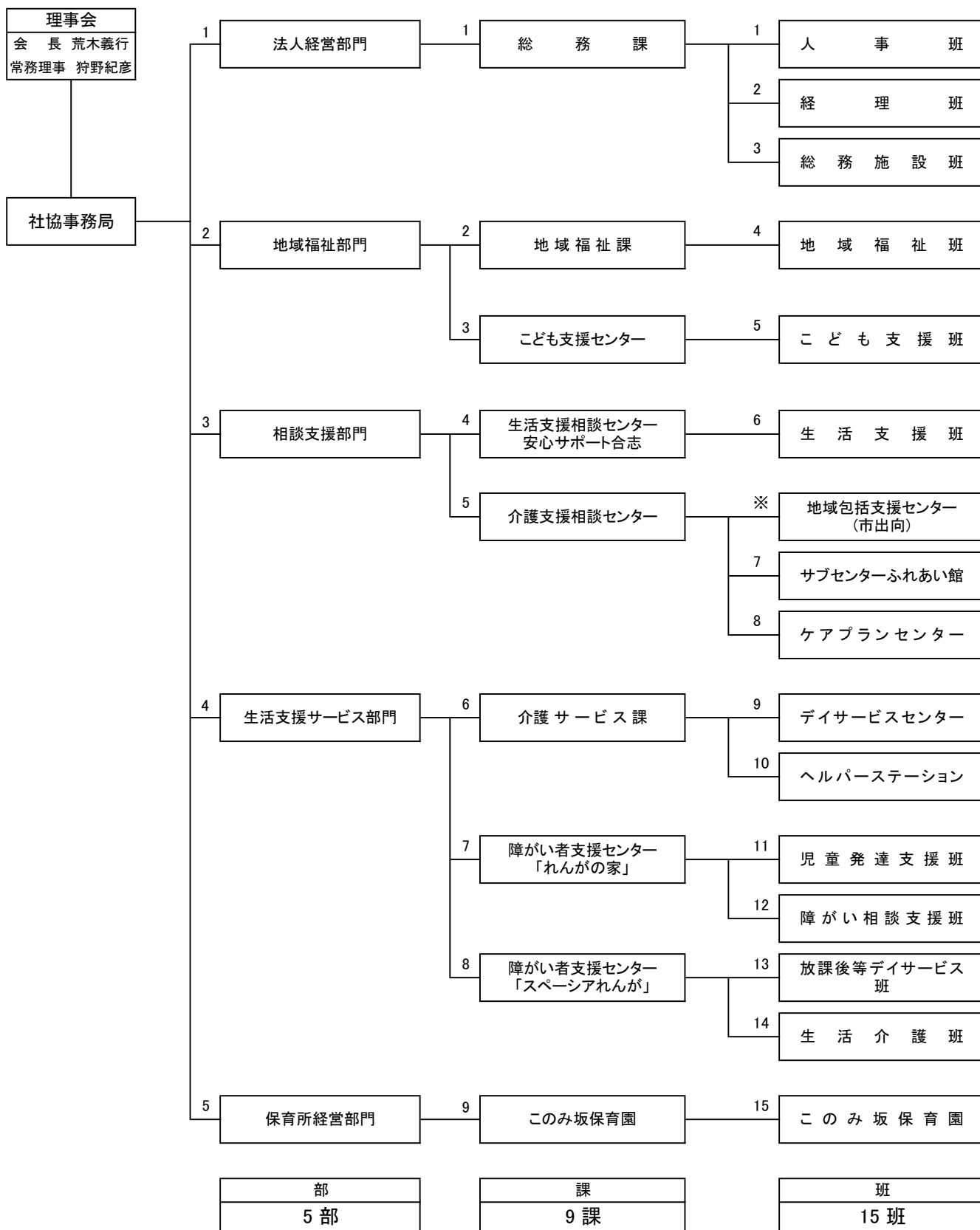
令和5年度事業計画書

社会福祉法人 合志市社会福祉協議会

目 次

事務局組織図	1
基本方針、重点活動・目標	2
各課事業計画書(案)	
(1) 総務課	
人事班、経理班	3
総務施設班	4
(2) 地域福祉課	
地域福祉班	5～6
(3) こども支援センター	
こども支援班	7
(4) 生活支援相談センター	
生活支援班	8
(5) 介護支援相談センター	
ふれあい館サブセンター、ケアプランセンター	9
(6) 介護サービス課	
デイサービスセンター	10
ヘルパーステーション	11
(7) 障がい者支援センター「れんがの家」	
障がい相談支援班、児童発達支援班	12～13
(8) 障がい者支援センター「スペースれんが」	
放課後等デイサービス班、生活介護班	14～15
(9) このみ坂保育園	16

令和5年度 合志市社会福祉協議会事務局 組織図



基本理念 『やさしくて穏やかな福祉社会の創造』



「だれひとり取り残さない」 持続可能な福祉活動の展開

1 基本方針

新型コロナウイルスとの戦いが3年を超えました。多くの市民が経済的な打撃を受け生活援助の相談が急増し、各地区で行われていた行事やサロン活動、見守り活動といった人と人とのつながりの中で育んできた福祉活動も大きな影響を受けました。

そのような中、生活のしづらさを抱える地域住民の生活課題を解決し、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制(重層的支援体制整備事業)の構築における中心的役割が社会福祉協議会には求められ、コロナ禍の中、感染対策を講じた福祉サービスや地域福祉活動、日常生活を支える生活資金の貸付など様々な福祉活動の推進に努めてまいりました。

今後、これまで制限された活動を徐々に再開していく一方で、情報通信技術(ICT)を活用した地域福祉活動の展開や合志市で活動する様々な機関や業種の方々との協働した活動を展開し、複雑化する生活課題や多様な福祉ニーズに柔軟かつ迅速に対応することが求められています。

本会では、これらの状況を踏まえ、社協組織の経営基盤の安定化を図るために内部けん制体制の強化や事業収益の向上に向けた管理体制の強化に努めるとともに、合志市をはじめとする多様な機関・団体との連携を強化し、「だれもがつながり寄り添い合える健幸都市こうし」の実現に向けた事業を展開してまいります。

2 重点活動・目標

(1) 第4期(令和5年～令和9年)合志市地域福祉計画・地域福祉活動計画の実行

- ・ 計画の柱となる「1. つながりと支え合いの輪を広げる」、「2. 地域の担い手の輪をつなげ地域の福祉力を高める」、「3. 相談・支援体制の連携の輪を強める」ための取り組みを進めます。

(2) 「断らない」ことをモットーとした丁寧な支援

- ・ 市民の困りごとは、属性や対象者像による縦割りではなく、地域で普通に暮らすことを支えるため社内各課のネットワークを生かし、「断らない」ことをモットーとした丁寧な支援に努めます。

(3) 自立相談支援事業、法人後見・権利擁護事業、生活福祉資金窓口の一元化

- ・ 社協しか持たない生活資金の貸付機能を「安心サポート合志」に一元化することで、困窮する相談者の支援と社協の強みを生かした相談機能の強化に努めます。

(4) (仮)障がい者支援センター新築事業の計画的整備

- ・ 令和7年度の開設に向けた障がい者支援センター新築事業の実施にあたり、本年は造成工事と実施設計業務(詳細設計)に取り組めます。

(5) 経営基盤の強化

- ・ 自主財源の9割を占める障がい福祉サービス事業、介護保険サービス事業、保育所事業の収支状況の管理を強化し、将来にわたり安定した運営ができるよう健全経営に努めます。

(6) 情報通信技術(ICT)の活用研究

- ・ 業務の効率化、社内連携、機密情報の保護につながるよう、本会の事務事業に合わせた情報通信技術の導入に向けた活用研究を進めてまいります。

令和5年度 各課事業計画書

担 当 課	班
総 務 課	人事班・経理班

<p>1 課(班)の業務方針</p> <p>本会は地域福祉事業をはじめ、児童福祉事業、高齢者福祉事業、介護保険事業、障害者総合支援事業といった社会福祉制度を横断する事業を手掛けている。人員配置基準や施設整備等の運営体制については制度毎に異なるため、社内規則の適正性を検証しつつ充実強化を図っていく。</p> <p>また、福祉従事者の処遇については、処遇改善を図る取組が行われている。財務状況や部門職種間の処遇バランスを検証し、本会にふさわしい処遇改善の実施に努める。</p> <p>令和5年度も引き続き、新型コロナウイルス感染症の蔓延予防を徹底し、職員が安心して働くことのできる環境づくり、働きがいのある職場づくりを目指す。</p> <p>また、指定管理施設での事業のあり方を再評価し、事業が継続可能な拠点整備とともに、事業展開の下支えとなる事務局の体制強化に努める。</p>
<p>2 新たに取り組む事務事業</p> <p>(1) 事務局編成の推進(サービスの質の維持・向上、法令・社内規則の遵守の徹底、情報の共有と連携を促し、法人全体のガバナンス強化を図る。)</p> <p>(2) 人事考課制度の再構築及び運用に向けた取り組み及び関連規則の改正</p> <p>(3) 職場内での円滑な業務推進と業務効率可視化に向けてデジタル技術の浸透(デジタルトランスフォーメーション化)に向けた計画の策定及び実施</p> <p>(4) 職員の処遇改善加算取得に係る関連規則の改正</p>
<p>3 改善や強化を行う事務事業</p> <p>(1) 財務内容の再評価(内部留保の適正化、安全性、収益性の改善等)</p> <p>(2) 人員配置計画に基づく人材確保と定着支援</p> <p>(3) 職場内での感染症予防対策及び管理方法の推進</p>
<p>4 主な実施事業(継続事業)</p> <p>(1) 理事会、評議員会、監査の実施</p> <p>(2) 事業計画、予算の策定</p> <p>(3) 事業報告、決算報告</p> <p>(4) 人事、労務管理</p> <p>(5) 財務管理、予算管理、登記事務、契約管理</p> <p>(6) 施設整備</p> <p>(7) システム・ネットワーク管理</p>
<p>5 廃止、縮小する事務事業</p> <p>なし</p>

令和5年度 各課事業計画書

担 当 課	班
総 務 課	総務施設班

<p>1 課(班)の業務方針</p> <p>【指定管理施設管理運営基本方針:合志市保健福祉センターふれあい館,合志市老人憩の家】</p> <p>(1) 合志市の公共施設を安全で安心して利用できる施設としての管理体制強化を行う。両施設ともに、竣工から20年超を迎えており、経年による施設、設備の老朽化にて故障や不具合が発生している。「合志市の貴重な財産を長期間利活用する」ことに留意した、施設管理に努め、利用市民の利便性を図る。</p> <p>(2) ふれあい館は本会の福祉活動の中心拠点であり、変化する事業展開に対応可能な拠点整備を図る。</p> <p>(3) 老人憩の家は入浴設備の経年劣化によるレジオネラ属菌発生リスクが年々増加している。清掃と消毒を徹底し、リスク軽減に努め、維持管理を行う。また、「介護(認知症)予防の拠点」として、eスポーツ活動の啓発、推進を行い、利用者自らが自立した生活の実現に向けて、活動参加の機会を創出し、高齢者の健康づくりと介護予防を支援する。</p> <p>(4) 新型コロナウイルス感染症等の対策について、令和5年5月より感染症法における分類が現在の「2類」から「5類」への移行がなされる予定であるが、当面は今後も日常的に感染予防ができる環境整備を継続し、感染症発生源・流行源とならないことを徹底する。</p> <p>【障がい者就労における方針～全体目標:メンバーみんなで施設をきれいにする】</p> <p>「各自が行う業務をメンバー同士が共に声をかけあい、1つのチームとなって、清掃を完了する」という行動目標に沿い、仕事内容や清掃方法の充実を図る。また一人一人のできること・やりたいことを大切に、清掃する場所をメンバーみんなで考え、行動できるように環境を整える。</p>
<p>2 新たに取り組む事務事業</p> <p>(1) 施設の修繕※①、②は市高齢者支援課による実施予定分(本会で執行し、後に市から修繕負担金あり)</p> <p style="margin-left: 20px;">①ふれあい館…自動ドアユニット更新(2か所)、駐車場樹木伐採手入、交流ホールプロジェクター更新</p> <p style="margin-left: 20px;">②老人憩の家…自動ドアユニット更新(2か所)、駐車場樹木伐採手入、高圧ケーブル取替</p> <p>(2) 老人憩の家…eスポーツ活動の啓発、推進</p> <p>(3) 障がい者就労…人材が育つ仕組みについて考え、計画、行動する。</p>
<p>3 改善や強化を行う事務事業</p> <p>(1) 老人憩の家は新型コロナ感染症及びレジオネラ症防止対策を行いながら、営業を継続する。</p> <p>(2) 施設の経年劣化等による設備の改善、更新について、市高齢者支援課との協議、調整を継続する。 (浴場設備・機器の更新、換気設備の不具合、外壁の補修、館内照明 LED 化、北駐車場の街灯、カラオケ機器の入替)</p> <p>(3) 事業ゴミの仕分け、分別を継続し、資源のリサイクルと可燃ごみ搬出量の削減(脱炭素化、CO2 削減)</p> <p>(4) 障がい者就労において、メンバーの能力を向上できるように清掃方法の充実を図る。</p> <p>(5) 慢性的に発生する浴場設備の不具合、修理による維持管理(源泉湯量及び使用量に対する調整と検証)</p>
<p>4 主な実施事業(継続事業)</p> <p>指定管理者制度に基づく施設管理(第5期)</p> <p>(1) 合志市保健福祉センターふれあい館管理(2年目/5年間)</p> <p>(2) 合志市老人憩の家管理(2年目/5年間)</p>
<p>5 廃止、縮小する事務事業</p> <p style="margin-left: 20px;">なし</p>

令和5年度 各課事業計画書(案)

担当課	班
地域福祉課	地域福祉班

1 課(班)の業務方針

(全体方針)

地域共生社会の実現、及び地域包括ケアシステム構築に向け、第4期合志市地域福祉計画・活動計画(令和5～9年度)の方針に基づき、重層的支援体制整備事業への移行準備事業(参加支援事業とアウトリーチ等を通じた継続的支援事業)を基盤とした誰もが主役の地域づくりを展開する。各事業の実施にあたり、相談支援が軸となるため、職員の相談援助のスキルアップと地域課題解決に向けた資源の発掘・開発を行っていく。またアフターコロナを見据え、コロナ禍で希薄化してしまった世代間交流や地域のつながりを、地域住民目線で課題やニーズをキャッチできるように、フィールドワークを強化しつつ再構築できるよう支援していく。

さらに、地域公益活動推進プラットフォーム(市内法人間の連携・ネットワーク化)ができてきた中で、地域課題解決に向け具体的な公益活動(協働事業)を推進していき、本会での横断的連携強化を図り課の役割を明確化し一体的な事業の創設を行いたい。

加えて、地域包括支援センターと地域福祉をつなぐ役割でもある生活支援コーディネーターの活動強化を行っていく。特に第2層(東部・西部)の生活支援コーディネーター、地域福祉コーディネーター同士の連携、役割の共有、協同で当会がもつプラットフォーム機能を生かし、地域課題に対して生活支援、介護予防の基盤、多世代が交わる通いの場の創設を行政、他機関とも連携し行っていく。

(重点項目)

- (1) 重層的支援体制整備事業への移行準備事業の実施に伴う総合相談体制の構築・強化
- (2) 地域福祉コーディネーター(CSW)が中心となった地域課題、地域状況、地域資源の把握と共有
- (3) ボランティアセンター機能強化
- (4) 認知症に対する地域住民の理解(共生)と予防の推進
- (5) 福祉教育の推進(学校、事業所)
- (6) 助成金交付・募金活動の見直し・強化

2 新たに取り組む事務事業

- (1) ボランティアポイント制度の仕組みづくり(市包括支援センター委託)
- (2) 市の防災訓練と同時に福祉避難所設置訓練(避難行動要支援者への支援方法の検討)

3 改善や強化を行う事務事業

- (1) 重層的支援体制整備事業への移行準備事業の実施にあたり、市の健康福祉部特に福祉課、地域包括支援センターや包括化推進員、安心サポート合志等との連携を強化する。課職員の相談援助技術の向上を図り、相談者を孤立させない支援にあたる。
- (2) デジタル化に対応すべく、ICTをさらに活用し、ボランティアセンターからの情報発信、タブレットを活用した申請書類の作成、SNSを利用した広報活動の強化を行います。また介護予防教室(百活き体操、脳活き宿題等)を配信しながら数カ所でも同時に実施できるよう計画したい。また、情報共有システムを構築し、個人情報取り扱いに注意しつつ、多岐にわたる相談に対し、緊急時には拠点ごとでのオンライン会議ができるようすすめ、連携の強化と業務の簡素化を行う。
- (3) CSWを中心に担当地区(中学校別)の課題を把握し、生活支援コーディネーターとともに解決に向けて取り組めるよう座談会の開催や各種団体・組織への働きかけを行う。

- (4) 重層的支援体制整備事業の中で参加できる居場所として、介護予防事業の推進や各種ボランティアの養成から組織化する中で、世代を超えて多様な人が参加できる居場所の創設を行う。現在ある居場所の連携を深めるためネットワーク化し、その活動の周知を進めたい。
- (5) 福祉教育・体験学習として、高齢者や障がい者の疑似体験だけでなく、サービスマーケティング(社会活動を通して地域の一員として主体的に社会や人にかかわることを育む学習)やアクティブラーニング(生徒が能動的に学ぶことができるような学習方法)の手法を用いて、幅広い福祉課題をテーマとした課題解決に向けた実践プログラムを学校等へ提案する。さらには学校のみならず、行政区単位で老人会、子ども会、企業へも働きかけていき、地域の担い手づくりを行っていく。
- (6) 広報のポスティングに伴い、自治会との関係強化を図るため、募金依頼に合わせ、使途金の意義・福祉活動の理解、及び社協へのさらなる理解をいただけるよう働きかける。また自治会ごとにある避難行動要支援者の個別避難計画を大規模な災害時活用できるように、自治会と連携し学びの場を作る。
- (7) 助成金交付の見直し、新たな展開を考える。

4 主な実施事業(継続事業)

(自主及び共募配分事業)

- ①安心生活(ぽっかぽか・ふら〜っとホーム)サポート事業
- ②災害ボランティアセンター設置事業
- ③地域の絆づくり推進事業
- ④共募配分(老人福祉、障害者福祉活動、児童・青少年福祉活動、ボランティアセンター・活動育成、福祉育成援助活動)等

(委託事業)

- ①地域支えあい推進事業
- ②生活・介護支援サポーター養成事業
- ③介護者等育成事業(家族介護教室)
- ④高齢者の生きがいと健康づくり推進事業(一部絆事業含む)
- ⑤地域住民グループ支援事業(サロン)
- ⑥認知症予防教室事業(脳活き生き教室)
- ⑦認知症地域支援体制構築等推進事業
- ⑧総合相談事業(法律・心配ごと相談)
- ⑨生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーター)

5 廃止、縮小する事務事業

障がい者サポーター(ホワイトエンジェル)養成事業

令和5年度 各課事業計画書

担当課	班
こども支援センター	こども支援班

<p>1 課(班)の業務方針</p> <p>子育てと仕事の両立で保育が必要な家庭や、子育ての不安、保護者の病気、子どもの発達、障がい等、個別の子育て家庭のニーズを把握し、ひとり一人に寄り添い、傾聴し、共感し、関わり続け、孤立化させないように伴走型の支援を意識し対応することを目指す。また、子ども自身の困り感など自ら発信することが困難な場合、子ども自身のニーズに気づけるように日頃から子どもの家庭環境などを把握し、子どもにとって信頼できる大人であることを自覚し、課題へ対応できるよう支援体制の構築を図る。</p> <p>また、感染予防対策を徹底しながら、親子が参加できるイベントの開催や、子育て支援に取り組み下記のとおり目標を掲げ子どもの健やかな成長と地域の子育て向上力を目指す。</p> <p>(1) 児童館や地域子育て支援センターに来ることで安心できる居場所となるように、安心して集える場、仲間づくりができる場を提供する。</p> <p>(2) 家庭との連携をとりながら、個々の発達に応じた支援に努める。</p> <p>(3) 関係機関や他部署との連携を強化し、虐待の早期発見、潜在化しやすいニーズ、課題へ対応できる支援体制を築く。</p> <p>(4) 子どもに関する事業については、他部署との連携を図り計画的に進めていく。</p>
<p>2 新たに取り組む事務事業</p> <p>(1) 地域子育て出張ひろば</p> <p>(2) 学童保育(キッズクラブ)・病児病後児保育ICT化</p> <p>(3) こども支援センターLINE 公式アカウント拡充</p>
<p>3 改善や強化を行う事務事業</p> <p>(1) 地域子育て支援センター事業</p> <p>初めて子育てする母親向けの“親子の絆づくりのプログラム”を継続し、産後うつの改善や、父親の積極的な育児への参加を促すイベント等を実施する。</p> <p>地域子育て拠点事業の更なる展開として、出張ひろば(週1~2回 5時間)の開設での利用者増を図る。</p> <p>(2) 児童センター事業</p> <p>遊びの提供の場としてアウトリーチ(出張児童館)に取り組み、おもちゃのとりかえっこを実施予定。</p> <p>(3) ファミリーサポートセンター事業</p> <p>会員確保の強化のため、養成講座の回数を年2回とし、ニーズに合った活動ができるように取り組む。</p> <p>生活困窮家庭(生保、ひとり親、親の病気など重複したケース等)における関係機関との連携</p> <p>地域子育て拠点事業との連携強化に努め利用者の利便性や会員増に努める。</p> <p>(4) 病児・病後児保育事業</p> <p>受入れ基準を見直し、徹底した感染予防に努め、一人ひとりに寄り添った安心・安全な保育看護に努める。</p> <p>(5) 放課後児童健全育成事業</p> <p>運営指針に基づく支援計画強化及び子どもの様子を支援員間で共有し、保護者とのより良いコミュニケーションを図り、ICTを導入することで保護者との連絡や送迎をスムーズに行うよう努める。</p>
<p>4 主な実施事業(継続事業)</p> <p>(1) 地域子育て支援センター事業、</p> <p>(2) 児童センター事業、</p> <p>(3) ファミリーサポートセンター事業(ひとり親家庭等日常生活支援事業、子育て短期支援事業)</p> <p>(4) 病児・病後児保育事業、</p> <p>(5) 放課後児童健全育成事業 (6) ふらっとホーム太陽事業</p>
<p>5 廃止、縮小する事務事業</p> <p>長期休暇児童預かり事業(常設学童利用人数増のため、コロナ禍においては更なる預かりできないため)</p>

令和5年度 各課事業計画書

担 当 課	班
生活相談支援センター	生活支援班

1	課(班)の業務方針
	<p>就労や心身の状況により経済的に困窮している方や多様で複合的な生活の悩みを抱える方の総合相談窓口として、地域社会において尊厳をもって安心して生活できるよう関係機関と連携し、相談者ひとりひとりの状況に合わせた包括的かつ伴走型の支援を行う。生活困窮者などの早期把握や既存のサービスでは不足する場合は、参加する場を開発する視点を持ち、関係機関と協働し、地域の支援体制を創造する。</p> <p>(1) 複合的な課題を抱える相談者が、「制度の狭間」に陥らないようにできる限り幅広く対応するように留意し、就労の課題・心身の不調・家計や家族の問題などに対して包括的に支援</p> <p>(2) 社会から孤立が懸念される方には、丁寧な対応を行い社会参加に向けて、アウトリーチ(訪問等による)支援を行いながら、孤立状態の解消に配慮</p> <p>(3) 相談者の自己決定を基本に本人の状態に応じた自立支援を行い、切れ目なく継続的な支援を提供</p> <p>(4) 状況をアセスメントし、ひとりひとりに応じた適切な支援プランの作成、法に基づく事業(任意事業)や地域福祉課と連携し、インフォーマルサービス(公的支援以外の支援)等の活用及び提案</p> <p>(5) 第二のセーフティネットとしての機能を発揮し、生活保護へ至る前の自立を支援し、生活保護が必要と判断される方については、速やかに福祉事務所へつなぐ</p> <p>(6) ライフライン維持や食糧確保のために、生計困難者レスキュー事業の活用及び緊急時食糧支援</p> <p>(7) 判断能力が低下している方が、安心した生活を送れるよう地域福祉権利擁護事業を活用した支援</p> <p>(8) 適切な後見人が得られない方に対して、法人後見支援体制及び専門職指導による適正な後見業務体制</p>
2	新たに取り組む事務事業
	<p>(1) 専門職(社会保険労務士)と連携した相談</p> <p>(2) 熊本県生活福祉資金貸付事業窓口、新型コロナウイルス特例貸付債権管理事業における準備事務</p>
3	改善や強化を行う事務事業
	<p>(1) 相談窓口周知活動(情報のアウトリーチ)強化及び複合的な相談に対応する相談員の資質向上</p> <p>(2) ひきこもり相談窓口の周知</p> <p>(3) 地域福祉権利擁護事業における生活支援員の養成及び育成強化</p> <p>(4) 法人後見実務に関する研修</p> <p>(5) 備蓄食料等の確保のためのネットワーク強化</p>
4	主な実施事業(継続事業)
	<p>(1) 生活困窮者自立相談支援事業</p> <p>(2) 生活困窮者自立支援の機能強化事業</p> <p>(3) アウトリーチ等の充実による自立相談支援機能強化事業</p> <p>(4) 法人後見事業</p> <p>(5) 地域福祉権利擁護事業</p>
5	廃止、縮小する事務事業
	なし

令和5年度 各課事業計画書

担当課	班
介護支援相談センター	ふれあい館サブセンター班、ケアプランセンター班

1 課の業務方針	
<p>長期化している新型コロナの影響が著しいため、生活に困窮する高齢者や近所との関わりが希薄する高齢者、地域サロンの自粛をはじめとする外出機会の減少や体力低下が増加するなど、高齢者が自立した日常生活を営むためには、高齢者分野に限らず制度の枠を超えた多角的な支援が欠かせない。</p> <p>ひとり暮らし、高齢者世帯、子どもとの同居や引きこもりの子を持つ世帯など、高齢者の生活様様は多様である。また、住まわれる地域によっても社会的なつながりや関係性は大きく異なるゆえに、高齢者の相談窓口は、多様な視点、制度横断的な知識、地域との関係性を育むコーディネーター役として、相談者に寄り添った断らない対応が求められる。</p> <p>そこで社会福祉協議会の特性を生かし、介護保険制度にとどまらず、障害福祉制度や地域福祉、成年後見制度等の知識を高め、各サービス事業所や市役所担当課、民生児童委員連絡協議会等との連携を深めることで、「すべての高齢者が住み慣れた地域で生きがいある自立した日常生活を営むことができるまちづくり」を目指す本市地域包括ケアシステムの実現に寄与する。</p>	
2 新たに取り組む事務事業	
なし	
3 改善や強化を行う事務事業	
<p>(1) 地域包括支援センター業務に従事する職種は、主任介護支援専門員、社会福祉士といった専門職のため、居宅介護支援事業所、安心サポート合志、地域福祉課といった関連部署での経験、連携を強化して人材育成に努める。また、災害時における個別支援の在り方を踏まえた各課横断的取組を強化する。</p> <p>(2) 地域ケア会議へ参加し、自立支援として、また、課題を持つ対象者及びその家族のみならず、地域課題の解決に向けた支援調整を強化する。</p> <p>(3) 各課で課題となる事例の検討の場である重層会議に参加し、事例検討や情報共有等が充実した内容となる視点を広げ連携の強化を図る。</p> <p>(4) 課題整理総括表・評価表の活用に向けた取り組み、及びターミナルケアマネジメント加算(終末期の必要な医療や居宅サービスを円滑に利用する為の調整等を行った場合に評価する加算)、緊急時等居宅カンファレンス加算(利用者の状態などが急変した緊急時に、会議を開きサービスを調整するための加算)など算定の為の研鑽を深める。</p>	
4 主な実施事業(継続事業)	
<p>(1) 合志市地域包括支援センターにかかわる業務</p> <p>① 市地域包括支援センター班への専門職の出向業務(主任介護支援専門員、社会福祉士)</p> <p>② サブセンターふれあい館の業務委託</p> <p>(2) 社協ケアプランセンター班</p> <p>① 指定居宅介護支援事業</p> <p>② 指定介護予防支援・介護予防ケアマネジメント事業</p> <p>③ 住宅改修、福祉用具購入理由書作成事業</p> <p>④ 介護保険代行申請事業</p> <p>⑤ 福祉用具貸出事業</p>	
5 廃止、縮小する事務事業	
なし	

令和5年度 各課事業計画書

担 当 課	班
介護サービス課	デイサービスセンター班

<p>1 課(班)の業務方針</p> <p>本会デイサービスセンターでは、「楽しみながら生き生きと、一人ひとりの心に寄りそうデイセンター」という理念にもとづき、自宅での生活が安心安全に暮らせるよう、デイでの支援のみならずケアマネジャーを通じて他事業所との連携を重視し支援していく。また、地域の福祉サービスの模範となり、健全な事業運営を行い地域福祉の向上に資する。</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症予防対策を引き続き徹底し、安全・安心のサービス提供に努める。</p> <p>(2) 医療ニーズが高い方の利用を想定し、専門職によるアセスメントに基づく包括支援を行うため、各種研修会への参加や社内研修会等の充実を図り、専門分野の知識・技術の向上を目指す。</p> <p>(3) 個別対応を行う中で一人一人の状態把握に努め、科学的根拠に基づいた介護ができるよう介護技術の研鑽を充実しアセスメント力の向上を図る。</p>
<p>2 新たに取り組む事務事業</p> <p>(1) 業務のIT化 介護保険総合システムソフトを活用した通所介護計画等の作成やライフの活用など、IT業務が実施できる職員を増やし、研鑽を重ね環境を整えていく。</p> <p>(2) 利用者の評価及び加算取得への対応 介護保険制度の目的は自立支援であり、さらなる支援内容の充実と加算算定を目指す。</p> <p>① 科学的介護推進体制加算(継続中)。</p> <p>② 口腔機能向上加算(継続中)。</p> <p>③ ADL(日常生活動作)維持等加算Ⅰ(継続中)。</p> <p>④ 入浴介助加算Ⅱ(継続中)。</p> <p>⑤ 第一号通所事業所評価加算に向けた取り組み。</p>
<p>3 改善や強化を行う事務事業</p> <p>(1) 令和5年度は、通所介護事業では、利用者の潜在能力を引き出すべく、個別対応に力を入れる。第1号通所事業に関しては、昨年度、利用曜日の再編を実施し、活性化を図り、心身機能維持向上を図る。</p> <p>(2) 引き続きコロナ感染予防を徹底しながら、稼働率の向上を図り安心安全なデイサービス事業の運営を行う。また、安定した事業継続を目指す。</p>
<p>4 主な実施事業(継続事業)</p> <p>(1) 総合事業(要支援者、基本チェックリスト該当者が利用できるサービス、みどり館にて実施中) ・通所型サービスA</p> <p>(2) 通所介護事業(要介護認定者が利用できるサービス、ふれあい館にて実施中) ・通所介護事業(要介護認定者) ・第1号通所事業(要支援認定者) ・生活介護(障がいがある方の基準該当サービス)</p>
<p>5 廃止、縮小する事務事業</p> <p>なし</p>

令和5年度 各課事業計画書

担当課	班
介護サービス課	ヘルパーステーション班

<p>1 課(班)の業務方針</p> <p>核家族化や老老介護による家族介護力の低下が著しい現状において、訪問介護事業の役割はますます重要になっている。利用者が自分の力だけで生活することが困難になったとしても、できるだけ住み慣れた自宅等で安心・安定した生活を継続できるよう支援していく。</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症対策を徹底し、安心・安全なサービス提供に努める。</p> <p>(2) 知識や技術を備えた訪問介護員の人材育成を行い、より質の高いサービスを提供する。</p> <p>(3) 本会の他事業や他職種をはじめ、外部の関係機関との連携や情報共有を行い支援の充実を図る。</p> <p>(4) 介護保険や居宅介護(障がいサービス)での支援など、様々なケースに柔軟に対応できるサービス提供責任者、訪問介護員を育成し、一人ひとりに寄り添ったサービスの提供に努める。</p>
<p>2 新たに取り組む事務事業</p> <p>なし。</p>
<p>3 改善や強化を行う事務事業</p> <p>(1) 現在、登録ヘルパーの高齢化が著しい。若い人材の獲得の為に、昨年度行った近隣社協と合同で介護職員初任者研修会実施や当会での勤務を希望される方へは、他事業所で受講される場合の受講料補助を行う。又、募集広報の充実を図る。</p> <p>(2) 昨年度同様、引き続き収益増を図る為、居宅介護支援事業所及び相談支援事業所との連携の充実を図り、様々なニーズへの対応にて安定した事業継続を目指す。</p>
<p>4 主な実施事業(継続事業)</p> <p>(1) 合志市委託事業:訪問型サービスA事業</p> <p>(2) 合志市委託事業:認知症高齢者家族やすらぎ支援事業</p> <p>(3) 訪問介護事業:指定第一号訪問事業、指定訪問介護事業</p> <p>(4) 合志市委託事業:移動支援事業</p> <p>(5) 居宅介護等事業:重度訪問、同行援護</p>
<p>5 廃止、縮小する事務事業</p> <p>なし。</p>

令和5年度 各課事業計画書

担当課	班
障がい者支援センター「れんがの家」	障がい相談支援班 児童発達支援班

1 課(班)の業務方針

[相談支援]

- (1) 障がいのある方そのご家族が、住み慣れた地域の中で、その人の持つ力(エンパワメント)を促し、自分らしく自立した生活を営むことができるように、自己決定支援を行う。
- (2) 就労支援、日中活動の拡充、発達支援や療育等についての相談に応じ、福祉サービス、サービス以外の必要なコーディネートを行う。
- (3) 病院や施設からの地域移行・地域定着の促進に随時関与していく。
- (4) 社協の持つ他の相談機関(生活支援・介護支援・地域・こども等)や社会資源につなぐ役割など、専門性を発揮し安心して相談できる相談支援機関としてサービスの向上に努める。
- (5) 相談支援専門員は、ソーシャルワークの専門職としてケアマネジメントの手法を活用しながら自立を支援する。また、自己研鑽や研修、専門職としての成長もできる体制を整え、各関係機関との連携を図っていく。

[地域活動支援センター]

- (1) 障がいのある方、地域の方が気軽に利用できる日中の活動の場、居場所作りや生きがいづくりの機会を提供する。ボランティアの力、地域との交流の場、生産活動についての提案を受ける事で、意欲向上に努めていく。
- (2) 社会参加への意識、就労意欲が高まるように、必要に応じてセンター内常勤の相談支援専門員がサポートを随時行っていく。

[児童発達支援]

- (1) 児童福祉法に基づき未就学の発達に心配のある子どもを対象に発達支援を提供する。
- (2) サービス提供にあたっては、その気づきの段階から適切に、身体的、精神的機能の適正な発達支援を促し日常生活及び社会生活を円滑にしておくことができるよう進めていく。具体的には、子どもとその保護者のニーズに応じて、「発達支援」「家族支援」「地域支援」を総合的に提供する。
- (3) ひとりひとりの障害種別、特性および発達の状況を把握し、配慮すべき事項を考慮し受け入れていく。特に障害種別における特性や活動レベルの違いについては職員の専門性を生かしつつ受入れプログラムの整理等を行い、家族や本人が安心して利用し、育ちあうことのできる支援を行う。

2 新たに取り組む事務事業

なし

3 改善や強化を行う事務事業

[相談支援]

- (1) こどもから大人までの様々な課題に適切な相談支援が展開できるように、法人内外への研修参加、資格習得へのサポートを行う事で、相談支援専門員のソーシャルワークスキル向上に努めていく。併せて、社協内でのワンストップ相談支援ができるように、将来を見据えた人材育成も兼ねて他部署を含めた、相談支援従事者研修の受講も進めていく。
- (2) ひきこもり、8050問題、不登校児の支援について、本人、ご家族、関係機関からの相談も多くあっている。課題としては、制度の挟間で福祉サービスでは補えないこともあるので、行政、法人内、他機関と協働して支援を展開していく必要がある。

<p>〔地域活動支援センター〕</p> <p>(1) 障がいのある方、地域での困り感を抱えている方が、気軽に利用できる活動の場として、関係機関、法人内でも連携を図り、支援に努めていく。</p> <p>〔児童発達支援〕</p> <p>(1) ミーティングや外部研修の充実を図り、療育への意識や専門性を高める。また、家族に対する相談支援、保育園等の訪問や連携を定期的に行うよう努める。</p> <p>(2) 2歳～就学前の年齢層において、特性や発達を配慮したクラス編成を行い、療育の充実を図る。</p> <p>(3) 年中年長児童対象にした個別活動を実施。特性に応じた環境設定に配慮し就学に向け、自己肯定感を高め、認知面、ソーシャルスキルの向上をねらいとした療育の強化を引き続き図っていく。</p> <p>(4) 小集団活動と個別活動を組み合わせ丁寧にアセスメントすることで、こども自身の困りごとを丁寧に支援していく。</p> <p>(5) 保護者同士が繋がりピアカウンセリングできる環境設定や療育参観を行い、保護者支援、家族支援の強化に努め、育児力の向上に努める。</p>
<p>4 主な実施事業(継続事業)</p> <p>(1) 地域相談(指定地域移行支援・指定地域定着支援)</p> <p>(2) 合志市障がい相談支援事業(一般相談)</p> <p>(3) 指定障がい者相談支援(計画相談)</p> <p>(4) 指定障がい児相談支援(計画相談)</p> <p>(5) 地域活動支援センター事業</p> <p>(6) 指定児童発達支援事業</p>
<p>5 廃止、縮小する事務事業</p> <p>なし</p>

令和5年度 各課事業計画書

担当課	班
障がい者支援センター「スペースれんが」	放課後等デイサービス班、生活介護班

1 課(班)の業務方針

〔放課後等デイサービス事業〕

- (1) 児童福祉法や放課後等デイガイドラインに基づき、遊びや文化活動、スポーツや地域社会との交流の機会等を提供し、「生活の主人公」として主体的に生きていくための発達支援を行うことにより、子どもの権利保障と健全育成を図っていく。
- (2) 保護者のねがいに寄り添った子育てに関する相談支援や、保護者の時間を保障するためのレスパイトケア等を通して、子どもに対する相互理解や職員との信頼関係を構築し、「家族の育ち」を支援する。
- (3) 社会的包摂の推進に向けて、放課後児童クラブや児童館などの同世代の子ども、また高齢者や地域住民との交流、学校や相談支援事業所等との他機関連携を通じて、支援の輪を広げていくための「地域のなかで育む療育」を実践する。

〔日中一時支援事業〕

- (4) 他の福祉サービスで対応が困難な児童を対象に、日中における活動の場の確保やその家族の就業支援、ケアの一時的な代行などに対応する。

〔生活介護〕

- (5) 利用者が地域住民の一人としてそれぞれのもつ力を発揮し、家族や周りの人と支え合いながら可能性を広げ、意欲的に生活するためのサポートを提供する。
- (6) 「生きる喜びや楽しみ」を仲間とともに共有しながら利用者の望む生活を実現できるように、さまざまな経験や人との交流、働く機会の提供など日中活動プログラムの充実化を図る。
- (7) 就労世帯のニーズに対応するとともに、医療的ケアを含むケアニーズの高い利用者の受入れ体制を整備する。
- (8)

2 新たに取り組む事務事業

〔放課後等デイサービス〕

- (1) 主に発達障がいのある中高生世代に焦点を置いた新たな支援体制づくり。
- (2) 利用児との交流による福祉教育を目的とした地域の中高生、大学生等ボランティアの受入れ。

〔生活介護〕

- (1) 医療的ケアのある人を含む重症心身障がいの受入れ。

3 改善や強化を行う事務事業

- (1) 個別支援と専門性の向上:利用児・者の意欲や主体性を尊重した支援を展開するために、①アセスメント方法の検討、②家族面談や関係機関への訪問の実施、③外部機関の研修受講などを通して、利用児・者理解の視点を深め、専門性の向上に努めていく。
- (2) 職員集団づくり:支援に関する議論や変わりゆく利用児・者像の共有などを通して、福祉実践を土台とした育ちあう職員集団づくりを遂行する。
- (3) 地域連携:利用児・者のライフステージに沿って地域の保健、医療、福祉、教育等の関係機関と連携し、一貫した支援を提供する体制の構築を図っていく。
- (4) 将来構想:障がい者支援センターの施設整備計画に基づき、将来の事業展開を見据えた事業運営を行う。具体的に、①より専門的支援の必要な利用児・者を受け入れるための人員配置や環境整備、②業務の効率化に向けたICT活用の検討、③SNSを活用した情報発信力の強化、④各委員会活動(感染対策・災害対策・安全管理・権利擁護)に取り組み、サービス向上や安定した収益確保につなげていく。

<p>(5) 社協内連携:途切れない発達支援(児童発達支援班)、地域の子どもたちとの交流(子どもセンター)、中高生の発達障がい児の支援(地域福祉課)、共同募金・地域福祉活動(地域福祉課)について、他課(班)と協働する。</p>
<p>4 主な実施事業(継続事業)</p>
<p>(1) 指定放課後等デイサービス事業(重心児、重心児外) (2) 日中一時支援事業 (3) 指定生活介護事業</p>
<p>5 廃止、縮小する事務事業</p>
<p>なし</p>

令和5年度 各課事業計画書

担当課	班
このみ坂保育園	このみ坂保育園

<p>1 課(班)の業務方針</p> <p>保育方針である、豊かな感性をもった思いやりのある素直な子どもたちを育てることを使命として、異年齢保育ならではの、やさしい福祉の心を育む保育内容の充実を目指していく。</p> <p>また、支援が必要な子どもに対して、保護者や市、専門機関と連携するとともに、同じ組織内に有する障がい者支援センター「れんがの家」との交流やつながりの強化に努める。</p> <p>一方、地域の子育て支援としては、親子に寄り添い、気兼ねなく集える場所であるよう努めるとともに、保育園が担う「つどいの広場」の特色を生かした活動内容などさらなる充実を図る。</p> <p>＜主となる目標＞</p> <p>(1) 感染防止対策を徹底し、安全で安心できる保育環境を整える。</p> <p>(2) 保護者が安心して預けることができるような信頼できる保育を目指す。</p> <p>(3) 身近にある自然環境を活かし、楽しみながら自然に親しむ活動を展開する。</p> <p>(4) 農園活動や地域行事参加など、地域ボランティアとの交流を通し、人と関わる基本的な力を養う。</p>
<p>2 新たに取り組む事務事業</p> <p>(1) 新たなICTの活用</p>
<p>3 改善や強化を行う事務事業</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症に伴う新たな対応</p> <p>(2) 異年齢保育の取り組み</p> <p>(3) ホームページを活用し、園の活動(子どもたちの様子)の発信</p> <p>(4) 保育士の専門性の強化と保育内容の充実 (キャリアアップ研修資格取得による職員の資質向上など)</p> <p>(5) 新任保育士への指導体制の確保と支援体制の充実</p> <p>(6) 保育士等の確保(保育実習の受け入れ、働く機会の提供など)</p> <p>(7) 使用済みおむつの処分に伴う対応</p>
<p>4 主な実施事業(継続事業)</p> <p>(1) 通常保育事業</p> <p>(2) 異年齢保育事業</p> <p>(3) 体力増進・給食室との連携による食育推進事業</p> <p>(4) 体験活動事業</p> <p>(5) 障がい児受け入れ保育事業及び他施設の障がい児との交流事業</p> <p>(6) 延長保育事業</p> <p>(7) 地域子育て支援拠点事業(つどいの広場)</p>
<p>5 廃止、縮小する事務事業</p> <p>なし</p>